

# 市町村意見集約表

(保険料について) 1 / 3

市町村	意見内容	備考
6市 8町村	○ 保険料の軽減内容を見直し、又は拡充すべき。(低所得者対策の充実)	<p>※6月12日付の政府・与党案</p> <p><b>保険料の軽減対策</b></p> <p><b>【21年度以降の対策】</b></p> <p>① 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について、9割軽減とする</p> <p>② 所得割を負担する方のうち、年金収入210万円程度の方について、所得割額を50%程度軽減する</p> <p>③ これらの措置を講じてもおお保険料を支払えない事情がある方については、個別の減免も含め、市区町村におけるきめ細かな相談体制を整備する</p> <p><b>【20年度における当面の対策】</b></p> <p>① 20年度については、7割軽減世帯のうち8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないこととする。なお、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方についても、同様の軽減措置を講ずる(結果的には8.5割軽減)</p> <p>② 上記②の所得層について、20年度は、原則一律50%軽減とする(20年度に実施するかどうかは、広域連合に委ねる)</p>
10市 16町村	○ 保険料の軽減判定は世帯単位であるが、保険料賦課と同様に個人単位で判断すべき。	<p>※6月12日付の政府・与党案</p> <p>保険料軽減判定を個人単位で行うことについては、今後検討すべき課題。</p>

(保険料について) 2 / 3

市町村	意見内容	備考
3市	○ 保険料滞納者への資格証明書の発行は十分に考慮され対応されたい。	<p>※6月12日付の政府・与党案</p> <p>資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従来通りの運用とし、その方針を徹底する。</p>
1市	○ 保険料の世帯としての限度額の設定が必要である。	
2市	○ 被用者保険の被保険者本人から長寿医療制度に移る場合、任意継続という方法がないことや、事業主負担の喪失、給与所得以外のあらゆる所得が算定対象となることから、保険料負担が大幅に増える場合があるため、この場合の激変緩和措置、軽減措置などについて考慮願いたい。	
1市 1町村	○ 保険料は2年ごとに見直されるが、将来的に大きな負担増とならないよう措置を講じていただきたい。	
1町村	○ 年度の途中に世帯分離をしても、軽減の対象にならないのはおかしいのではないか。	
1町村	○ 保険料率の経過措置制度について、これまで該当市町村が低医療費のために培ってきた努力を踏まえ、経過措置の延長等を講じていただきたい。保険料収納率や一人あたり医療費などにより市町村ごとの保険料率の設定を求めます。	

(保険料について) 3 / 3

市町村	意見内容	備考
1市	○ 生活保護世帯と同水準の低所得者については、市町村国保では市町村の規程等により保険料免除を実施しているが、後期高齢者医療制度では同様な対応がないため、無年金者への対応が必要である。	
4市 5町村	○ これまで被用者保険の被扶養者には激変緩和措置が設けられているが、市町村国保や国組に加入していた方々と比べると不公平ではないか。	

(特別徴収について) 1 / 2

市町村	意見内容	備考
3市	○ 年金による特別徴収を普通徴収との選択制に変更することは、収納現場がこれまで以上に混乱するため、行わないようにしていただきたい。	※6月12日付の政府・与党案  年金からの保険料徴収については、以下の場合、申し出により普通徴収ができることとする。
3市 6町村	○ 保険料の支払いについて、年金による特別徴収によるのか口座振替などの普通徴収によるかは、本人の選択制にしていただきたい。	① 国保の保険料を確実に納付していた者（本人）が口座振替により納付する場合
1市	○ 年金から特別徴収かれると生計維持が困難になる（生計資金が不足する）場合には、市町村の裁量により特別徴収から除外できるようにしていただきたい。	② 連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）がいる者（年金収入が180万円未満の者）でその口座振替により納付する場合
1市	○ 国保では「口座振替による納付を継続している者でも今後も確実な収納が見込めると判断した場合」を「年金保険者に特別徴収を行わないことに対応する者」として特別徴収しないことができることになっており、後期高齢者医療でも同様の取扱いができるようにしていただきたい。	
5市 4町村	○ 天引き対象となる年金については、複数の年金を受給している場合、下位順位であっても一番多く支給されている年金を対象とできるなどの選択制にしていただきたい。	
1市	○ 年金から特別徴収されることで、事実上の生計維持者が税法上の社会保険料控除を受けることができないという税法上の問題を解決していただきたい。	
1市 2町村	○ 被扶養者の軽減措置対象者について、加入後2ヶ月過ぎないと把握できないため、当初の賦課時点で軽減措置を取ることができない。また、被扶養者を把握する仕組みがうまく機能していないため、抜本的な改善を図っていただきたい。	

(特別徴収について) 2 / 2

市町村	意見内容	備考
1市	○ 介護保険料とは独立したシステムで徴収できるように改善していただきたい。	
1市 1町村	○ 特別徴収に関して、国において、先取り天引きであること、天引き事務が2～3ヶ月前に行われていることなどを責任を持って周知していただきたい。	
1市	○ 年金天引きに際して、葉書での通知のほか、天引きされる通帳でも確認できるようにしていただきたい。	

(給付について) 1 / 1

市町村	意見内容	備考
3市 1町村	○ 後期高齢者医療制度では75歳の誕生日から強制的に加入させられるため、保険が変更になる月はそれぞれの保険で自己負担限度額まで支払うことになるが、それぞれの自己負担を合算できないため高額療養費に該当しない事例が生じる。これは後期高齢者医療制度に特有の事例のため、何らかの特例・救済措置が必要である。	
6市	○ 後期高齢者診療料や主治医制度については誤解が多いため、わかりやすく広報していただきたい。	
3市 1町村	○ 人間ドック・健康診査については、保健事業の一環として、医療費の適正化効果などを踏まえ、保険者による実施又は助成を要望する。	<p>※6月12日付の政府・与党案</p> <p>長寿医療制度との関連で自治体独自の医療費助成事業や人間ドック費用への助成事業の在り方について様々な指摘がある。これらの事業は、自治体独自の事業であることから、それぞれの自治体において、その実情も勘案しつつ、高齢者の方々に対する十分な情報提供や理解を得るための取り組みを含め適切な対応を求める。</p> <p>また、広域連合や市町村の創意工夫による健康増進への取組を促進する。</p>
1市	○ 医療費の自己負担は、所得に関係なく、一律1割負担とすべき。(所得が高い被保険者は、その分保険料が高くなっているため。)	
1町村	○ 標準負担額・限度額適用認定申請などにおいて、所得情報は各市町村で把握できるため、申請手続きを省略し、自動的に判定したうえで証を交付すべきである。	

(今後の対応について) 1 / 2

市町村	意見内容	備考
4市 5町村	○ 制度の見直しに係る必要な財源については、全て国において措置すべきである。	※6月12日付の政府・与党案  保険料の軽減対策に係る予算措置については、システム改修費等の取扱いや概算要求基準との関係を含め、政府・与党の責任において適切に対処する。
8市 13町村	○ メディアを有効に活用し、国において、国民及び医療機関等への制度の広報・周知を、更に徹底して実施していただきたい。	
1市	○ 制度に対する意見などを、直接・間接を問わず、国に反映できる方法を確立してほしい。	
2市 6町村	○ 制度の見直しに際しては、十分な準備期間を確保していただきたい。	
1市 2町村	○ 制度を確立するにあたり、高齢者が将来にわたり安心して必要な医療を受けられることを基本に、必要な財源の確保について検討していくことが重要である。	
3市 1町村	○ 夫婦とも後期高齢者医療制度の被保険者で、妻も特別徴収の対象となっている場合は、世帯主の夫の社会保険料控除には算入されず、妻の所得控除に算入されてしまうことから、前年と比較して事実上の増税となるため、夫の所得控除に算入できるよう税法等を見直しいただきたい。	
1市	○ 国等を保険者とした全国的な制度として構築すべきである。	



(今後の対応について) 2 / 2

市町村	意見内容	備考
2 町村	○ 後期高齢者医療制度と同じく国民健康保険事業も広域連合で一元化すべきである。	
1 町村	○ 保険者負担（後期高齢者支援金）としての4割は大きいため、高齢者への負担については、理解を願って応分の負担を求めていくべきである。	
1 町村	○ 後期高齢者支援金のペナルティーは、寒冷地の特殊事情を勘案するなど、全国一律の機械的な適用がないよう要望する。	
1 市	○ 制度の対象年齢を、障害などに関わらず、年金受給対象の65歳からとすべきである。	
1 町村	○ 制度の対象年齢を75歳以上とし、資格取得日を誕生日の属する月の翌月1日（誕生日が1日の場合はその月から）とすべきである。	
1 町村	○ 制度の見直しに際しては、国民健康保険などへの影響が無いようにすること。	

(制度について) 1 / 1

市町村	意見内容	備考
1市 4町村	○ 老人保健制度での問題点を明確にし、これを改善するために後期高齢者医療制度が創設されたはずであるが、保険料軽減や凍結といった目先の対応ではなく、社会保障の基本理念に基づいて審議されることを要望する。	
1市	○ 老人福祉の観点から、65～74歳の障害者を対象とする事は理解できるが、障害認定の撤回についてはやめるべき。	
2市	○ 被用者保険の被扶養者は年金収入で180万円まで扶養認定されており、同様の年金収入があっても国保加入者はこれまで相応の保険料を負担してきた。後期高齢者医療制度の創設趣旨からいっても、現在の被用者保険の被扶養者の2年間の保険料負担軽減をさらに延長する優遇措置の必要はないと考える。	
1市	○ 制度の設計に当たって、同時並行でのシステム開発は、システム間の整合性を確保できないことが多いため、今後は標準システムが完成してシステム仕様の詳細が分かってから、市町村システムを開発できるタイムスケジュールとする必要がある。	
3町村	○ 制度が大変複雑なので、もっと簡易な仕組みにしていきたい。	
1町村	○ 住所地特例の特例継続又は財政支援（交付税措置等）を要望する。	